

(改正後全文)

総人職一

平成22年6月30日

【一部改正】平成29年1月4日人給労管

【一部改正】平成31年3月12日人給労管

【一部改正】令和2年3月26日人給労管

各部局事務(部)長 殿

本部各部(課・室)長 殿

人事課長

(公印省略)

子の看護休暇等に関する取扱いについて(通知)

このことについて、国立大学法人東北大学職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「職員労働時間等規程」という。)、並びに国立大学法人東北大学准職員等の労働時間及び休暇等に関する規程(以下「准職員等労働時間等規程」という。)の一部改正により、本年6月30日以降、下記により取扱うことになりましたので、よろしくお取り計らい願います。

なお、これに伴い、「国立大学法人東北大学職員の労働時間、休日及び休暇等に関する規程」及び「国立大学法人東北大学准職員等の労働時間及び休暇等に関する規程」の一部改正について(平成17年4月28日)は廃止します。

記

(定義)

1. この通知において、使用する休暇の名称と表名称欄との対応関係については、次の表に掲げるとおりとし、これらの休暇を総称して「子の看護休暇等」という。

休暇の名称	対応する表名称欄
配偶者出産休暇	・職員労働時間等規程第25条表名称欄9 ・准職員等労働時間等規程第15条第1項表名称欄14
育児参加休暇	・職員労働時間等規程第25条表名称欄10 ・准職員等労働時間等規程第15条第1項表名称欄15
子の看護休暇	・職員労働時間等規程第25条表名称欄11

	・准職員等労働時間等規程第15条第1項表名称欄16
介護休暇	・職員労働時間等規程第25条表名称欄12 ・准職員等労働時間等規程第15条第1項表名称欄17

(取得単位及び1日に取得できる時間数)

2. 子の看護休暇等の取得単位は、1日、1時間又は1分とし、時間又は分単位で取得する場合の取得時間数は、1日において、当該職員(准職員等を含む。以下同じ。)の1日の所定労働時間数に満たない時間数までとする。

(1日分に相当する時間数)

3. 時間又は分単位で取得した子の看護休暇等を日に換算する場合には、当該職員の1日の所定労働時間数(日によって所定労働時間数が異なる場合は、1日平均の所定労働時間数とし、1時間に満たない端数については、15分以下の端数は15分、30分以下の端数は30分、45分以下の端数は45分、60分以下の端数は1時間にそれぞれ置き換えた時間数)を1日分に相当する時間数とする。

例) 1日の所定労働時間	7時間45分の場合	7時間45分
	平均5時間25分の場合	5時間30分
	平均5時間50分の場合	6時間00分

(所定労働時間の変更に伴う取得時間数の切替)

4. 所定労働時間の変更に伴い1日分に相当する時間数に変更がある場合は、子の看護休暇等の取得時間数を次の計算式により得られた時間数(1時間に満たない端数については、15分未満の端数は0分、30分未満の端数は15分、45分未満の端数は30分、60分未満の端数は45分にそれぞれ置き換える。)に切替えるものとする。

(取得時間数/変更前の1日分に相当する時間数) × (変更後の1日分に相当する時間数)

$$\text{例) } (2\text{時間} / 6\text{時間}) \times (7\text{時間}45\text{分}) = 2\text{時間}34.8\text{分} \Rightarrow 2\text{時間}30\text{分}$$

(配偶者出産休暇関係)

5. 「妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合」とは、職員の妻の出産に係る入院若しくは退院の際の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等のために勤務しない場合をいう。

(育児参加休暇関係)

6. 「当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育

する」とは、職員の妻の出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）と同居してこれらを監護することをいう。

（子の看護休暇について）

7-1. 「負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話」とは、負傷し、又は疾病にかかった子についての身の回りの世話をいい、病院への付添い等も含まれる。

また、負傷又は疾病の種類及び程度に特段の制限はなく、いわゆる風邪による発熱など短期間で治癒する疾病や小児ぜんそく、若年性糖尿病といった慢性疾患も対象となる。

7-2. 「予防接種」には、インフルエンザ予防接種など、予防接種法に定める定期の予防接種以外のものも含まれる。

7-3. 休暇の付与日数については、一の年において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間であり、請求時点の子の人数で判断する。ただし、中学校就学の始期に達したことその他の事由（以下「入学等」という。）により、中学校就学の始期に達するまでの子の人数が年の中途において2人以上から1人となった場合は、入学等の時点における残日時数（残日時数が5日を超える場合には、5日）の範囲内で、子の看護休暇を取得することができる。

（介護休暇関係）

8-1. 「要介護者」とは、別紙1「要介護者の状態等申出書」裏面の「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」において「常時介護を必要とする状態」に該当する者をいう。

8-2. 「その他の世話」とは、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者に必要な世話をいう。

8-3. 休暇の付与日数については、一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間であり、請求時点の要介護者の人数で判断する。ただし、要介護者の死亡その他の事由（以下「死亡等」という。）により、要介護者の人数が年の中途において2人以上から1人となった場合は、死亡等の時点における残日時数（残日時数が5日を超える場合には、5日）の範囲内で、介護休暇を取得することができる。

8-4. 介護休暇を請求する際には、所定の休暇簿に、別紙1の「要介護者の状態等申出書」を添えて請求しなければならない。